

大正期『大阪時事新報』におけるローカル性の展開

— 1924年米「排日移民法」をめぐる報道から —

松尾 理也

1. はじめに—大衆社会の発展と「中間的新聞」の苦悩

関西の新聞の特徴は、どのように生まれてきたのであろうか。地域ごとの風土や読者の指向が新聞のあり方に大きく影響していることはいうまでもないが、一方で新聞統合がその後の1県1紙制を規定した例をみても明らかのように、社会の変化や制度的な制約は地域ごとのメディアのあり方にも少なからぬ影響を与えている。その意味では、政治の中心である東京から離れた商都・大阪の風土が、権力から距離を保ちながら庶民の本音を重んじるジャーナリズムを産んだという分析¹は、半分しか関西における新聞の特徴をみていないともいえる。

大正期には「全国紙」モデルが確立されていくが、それは同時に、東京と大阪という当時の日本における二つの大都市圏の勢力争いという形を取った。いうまでもなく、全国紙モデルを確立したのは朝毎という大阪系の二紙であった。しかし当然ながら、それは首都のジャーナリズムが大阪の色に染まっていったことを意味するわけではない。『朝日新聞』（以下『朝日』）『毎日新聞』（以下『毎日』）における東西の力関係の重心は明治後期から急速に東京に移行していた²。むしろその過程で、江戸期からの上方的な気質、すなわち自らを中心と認識し東国への移動を「下る」と表現するような感覚は東京からの圧力にさらされ、変容を強いられていたと考えるのが自然である。

東京との関係が関西におけるジャーナリズムの生成に少なからぬ影響を及ぼしていたとすれば、東京から大阪へと、『朝日』『毎日』とは逆の方向に発展を図った挑戦も興味深い事例になりうるだろう。朝毎とほぼ同時期に、『時事新報』（以下『時事』）は明治42年に東京から大阪へ進出し、『大阪時事新報』（以下『大阪時事』）を設立している³。『朝日』『毎日』の全国紙への成長と、『時事』の衰退と消滅というその後の展開を知っている後世の視点からは、戦後『大阪読売』の成功まで新聞業界の定説として語られた「東から西へ行って成功した新聞はない」という運命論に与したくなるが、『時事』の挑戦は少なくともその初期には、無視できない脅威として『朝日』『毎日』に認識されていた⁴。

本稿は、『大阪時事』の大正期における紙面を通じて、大阪を中心としたメディアのローカル性、いわば「関西らしさ」⁵の生成過程を考察するものである。「関西らしさ」が単なる大阪の土着性だけに還元できないものであるとすれば、東京からやってきた『大阪時事』が果たした歴史的役割もそこに見出すことができるだろう。明治末期から大正初期にかけて「日本一の時事新報」と称された首都での名声と、その根底にある、啓蒙思想を通じて市民社会の確立をめ

ざす「福沢精神」を単純に鼓吹するだけでは立ちゆかないことはすぐに明らかになった。ゆえに、大正期『大阪時事』は『時事新報』から離れ独自性を追求していかざるをえなかった。そこで立ち現れた東京との差異は、「関西らしさ」の形成においてなにがしかの役割を果たしたといえるのではないか。

『時事』『大阪時事』に関する先行研究は、勝者たる朝毎の歴史をメディアの発展の必然的な道筋と見る「発展史観」に押されてほとんど見られない。わずかに生田正輝は『時事』を、明治初期から中期にかけての党派的、階層的新聞と、大正期以降の中立的、大衆の新聞段階のあいだに挟まれた「中間的新聞」とみなした。「第一期の徹底した党派的、階層的新聞でもなければ、第三期の徹底した中立的、大衆の新聞でもなく、まさに不徹底な中間的新聞の典型である」⁶。それは、『時事』を徹底的に「不徹底」であった新聞と位置づけることで、発展史観のなかに占める『時事』の地位をなんとか確保しようとした試みでもあった。

『大阪時事』発刊の際の社告は「大阪時事新報は時事新報と分身同体なり。故に方針主張において毫も異なる処なし」と述べており、『時事』の特徴は少なくともその自己認識において、『大阪時事』にも共通している。そして、単に福沢精神を高唱し三田人脈に頼り切るというわけにはいかない「中間的新聞」であるからこそ、『大阪時事』は大正期の大阪というメディア環境の中で生き残りのための試行錯誤を続けていたはずである。

本稿は、以上のような問題意識をもとに、大正期における『大阪時事』がどのように自らのローカル性を構築していったかを、『時事』ならびに『朝日』『毎日』など他の新聞との比較分析によって明らかにしていく。比較対照の題材としては、1924（大正13）年に発生し、日本社会に大きな衝撃を与えた米「排日移民法」成立をめぐる報道を用いる。

排日移民法報道を選んだのには、いくつかの理由がある。まず、この事件が「国辱」とも叫ばれるほどの強い反応を日本社会に呼び起こした事件であること。さらに、大正末期にあって新聞紙面が大きく大衆化の方向に舵を切り、読者との関係も転換点にたった時期に発生した事件であることである。排日移民法をめぐる一連の報道とは、新聞が「輿論（public opinion）指導」から「世論（popular sentiments）反映」のメディアとして転換点を迎えた時期をちょうど浮き彫りにする事案であることとらえることが可能であるといえよう⁷。

紙面を分析するてがかりとしては、この時期の新聞にもたらされた技術革新である「東京電話」という手法と「夕刊短評」という形式に着目する。

「東京電話」は、1899（明治32）年に東京—大阪間に長距離電話が開通したことをうけて登場した新しい手法であった。これは『大阪時事』に限った現象ではなく、新しいテクノロジーを取り入れることができる規模の新聞社はひとしく導入にやっきとなった。たとえば『大阪毎日』では、電話速記者として専門の要員が採用され、紙面に「東京電話」というハシラ（クレジット）が増えた。大阪の新聞全体に、「東京電話の開通によって、編集の重点は従来よりもニュース本位となった」⁸という変化が起きたのである。

夕刊短評の隆盛も、大正期の新聞界に起きた特徴的な変化であった。短評とは、社説よりさらに短く、数行でその日の話題について寸評するコーナーのことで、現在でも『毎日』の「近事片々」、『朝日』の「素粒子」として残っている。生活の現代化は、長く難解な社説を読む余裕を読者から奪った。代わって「大正期に桜花の如く開いた」⁹夕刊短評は、ニュースと連動し、

ライブ感覚を重視するがゆえに、発行拠点ごとに筆者を置かざるをえなかった。その結果、夕刊短評はしばしば東西共通であった社説よりもはるかに地域の独自性を映し出す鏡となった。

本稿は、この二つの変化をてがかりに、『大阪時事』ほかの紙面を分析していく。以下、まず大正期の新聞界における『時事』ならびに『大阪時事』の経営状態を概観し、さらに1924年の排日移民法成立の経緯を見渡した上で、具体的な報道ぶりを追っていく。

2. 大衆社会の到来と名門紙の没落

2-1 大正末期『時事』の迷走

『時事』は1882（明治15）年3月1日、福沢諭吉によって創刊。「独立自由の論策と高尚優雅の編輯ぶりとは日本新聞界の長老たり、広告も実質に於いて日本一」¹⁰と称された。

だが栄華は大正に入って色褪せ始めた。企業化への対応の遅れと不徹底が原因であった。1920（大正9）年、時事は株式会社化するとともに、それまで東京、大阪別々の合名会社であったものを一本化し、新たに株式会社時事新報社を設立した。といっても、「福澤先生の門を出でた実業家二十人が、おのおの十万円づつを義捐する覚悟で二百万円の新株に応じ、それに資産価値を三百万円に見積もって五百万円の株式会社とした」¹¹というかたちで、資金は市場から調達されたというより、いわば福沢精神の号令の下に身内から集められたのであった。

それでも、調達された資金が報道体制や通信設備の近代化に投じられていれば遅ればせながら先行する朝毎への追撃戦も形をなしたかもしれない。が、実際には「新株第一回払い込みの殆ど全部は大阪時事の復興のために投ぜられた」のが実情であった¹²。時事没落の要因の一つは『大阪時事』であったのである。

日露戦争で新聞読者層が急拡大する時勢に乗って大阪に進出した判断は、不合理ではなかった。しかし、大阪系2紙が着々と東京での地歩を固め、全国紙モデルを確立したのに比べ、『時事』は大正末期になっても「日本においては、部数即ち新聞のすべてであるが如く誤解し、品位信用や奉仕貢献に依りて向上する代わりに部数の増加に憂き身を憂す連中が多い」¹³と書いて、高踏的な立場を崩そうとはしなかった。「中間的新闻」の限界が露呈していたのである。

1923（大正12）年、時事新報社は再び大阪時事新報社を分離、9月1日をもって別会社として独立させることを決定した。ただし9月1日その日に関東大震災が発生し、時事新報社は灰燼に帰してしまう。復旧の重い負担に加え、別会社にしたとはいえ全株式の7割近くを時事新報社が保有しており、ずるずると大阪への補給に収益が注ぎ込まれるという構図が続いた¹⁴。

ただし、それは『大阪時事』の紙面が単なる東京のコピーだったということを意味しない。そもそも、当時の通信・紙面制作技術ではそれは不可能であった。1924（大正13）年6月には大金を投じて東京大阪間に専用電話線が開通させたが、「朝日新聞などと違って、大阪とニュースの交換などはほとんどありませんでした」という状況だった¹⁵。つまり『大阪時事』は望むと望まざるにかかわらず、ある程度まで自力で紙面を作成する必要に迫られていたのである。

1924年当時の『大阪時事』の陣容を、『大正十三年 日本新聞年鑑』からひろってみよう。専務取締役を発刊当時から中心的な役割を担った堀勘一が務め、取締役兼編輯監督として四男の福沢大四郎の名がある。取締役兼編集局長は上杉弥一郎で、編集局内は政治部、経済部、社会部、学芸部と分かれている。興味を引くのは、外報部ないしはそれに類する部署がないことで

ある。ちなみに同時期の『大阪朝日』には外報部、『大阪毎日』には外国通信部が存在する。この違いが、『大阪時事』の紙面に影響を与えたことは想像に難くない。

以上のように、大正期の『大阪時事』は名門『時事』の没落の主要な原因であり、同時に日本の新聞界に起きた変化の激しさを映し出す存在でもあった。

2-2 1924年「排日移民法」成立をめぐる動き

1924（大正13）年に制定され、その中に日本からの移民を不可能とする条項が含まれていたことからしばしば「排日移民法」と称される米国の移民法の成立は、日米関係に深刻な影響を与えた¹⁶。ワシントン体制下、外交的には良好な関係が続いていた中で、突然顔に泥を塗られたことに日本の世論が憤激した点でも、そしてその流れがメディアすなわち新聞報道によって主導された点においても、大衆社会の到来を象徴する事件のひとつであった。

同年4月ごろから本格化した排日移民法をめぐる動きを日本の世論の憤激という観点から見た場合、そこには二つのピークがある。排日の動きとそれに対する反発は以前から存在していたが、両国の外交関係はそうした下からの感情の噴出をよくおさえ、制御することに成功してきており、今度も「少なくとも4月13日までは、上院での排日移民法の成立はあり得ないかにみえた。日本の新聞と世論も同様に考えており、安心して上院での事態を見守っていた」¹⁷。

しかし、上院での議論の流れが突然変化し、排日法案は4月16日、上院で可決されてしまう。これが日本の世論の沸騰の一つめのピークである。可決の理由は、当時の埴原正直駐米大使が米國務長官ヒューズに当てて出した書簡に含まれていた、外交上の文書ではしばしば戦争の含意とされる「重大な結果（grave consequence）」という表現に対し、上院議員たちが「覆面の威嚇」だと激昂したため、と説明されることが多い。これにたいし、埴原俊洋は「重大な結果」という文言は議員たちの態度変更の理由付けにあとから利用されたものに過ぎず、実際には黒人との「人種戦争」を叫んでいた南部諸州の議員たちの水面下での取引が原因だったのだと主張している¹⁸。その当否はさておき、ここでは排日移民法の議会での可決が、後年の研究者でも意見が分かれるような混乱と謎の中で行われたという事実を指摘しておきたい。

当時の報道はよく実相を伝えるものではなかった。「なぜこのような結果になったかを客観的に正確に伝える報道は殆どない」¹⁹ まま激情と反感をあおられる状況に読者は陥っていた。

二つ目のピークは、上下院を通過した法案に当時の米大統領クーリッジが署名するかどうかをめぐるもので、4月末から5月26日に大統領署名が行われるまで続いた。よく知られているように、米大統領は議会を通過した法案について署名を拒否することができる。しかし、さらに議会が3分の2以上を以て再可決すればもはやそれ以上は拒否できない。そもそも議会の意向を無視することは政治的資本を大きく食いつぶすことになるため、大統領は拒否権行使には極めて慎重であるのが通常である。

しかし、そんな米国政治の常識は「民衆」から「大衆」へ移行²⁰しつつあった日本の新聞読者のあざかり知らぬところであった。最終的にクーリッジが法案に署名し、ハンゴを外されたかたちの読者はさらに憤激を強め、反米感情となって噴出することになった。

そのなかで、経営的にもさまざまな問題を抱えていた『大阪時事』は、どのような紙面を作っていたのか。次章以降、具体的に見ていく。

3. 「排日移民法」上下両院での可決をめぐる報道—ひとつめのピーク

3-1 高度化する国際報道と「東京電話」

当時の『大阪時事』の外電報道は紙面からたどる限り、ワシントンその他現地発の特派員電（特電）と、通信社（国際、合同）による外電が主なソースである。これは現在も変わらない。加えて、当時の重要なソースとして「東京電話」がある。これは文字通り、現地からの情報に加え外務省や内閣など外交情報が集中している東京（この場合は時事新報社）に電話をかけ、事情を聞いた上で内容を原稿にまとめ、掲載するものである。実際に、末尾に「(東京電話)」というクレジット（ハシラ）が付いた記事がたびたび登場する。

Strömbäck と Esser は「メディア化(Mediatization)」を論じる中で、「メディアの論理」の三つの構成要素として「プロフェッショナリズム」「コマーシャリズム」「メディアテクノロジー」を挙げている²¹。長距離電話というテクノロジーに基づいた「東京電話」という手法によって起きた紙面の変化は、「メディアの論理」としてのメディアテクノロジーがニュースそのものを変えていった好例ともいえる。

だが、「東京電話」は、東京編集局が用意した原稿を速記者が聞き取った原稿だけでは必ずしもない可能性がある。なぜなら、当時、他紙を並べてその中からニュースを切り取る「鋏」という行為が、中小の新聞では珍しくなかったからである²²。現在、インターネット上の「まとめ」がしばしば著作権を逸脱し、剽窃・盗用との批判がなされているが、当時はおおらかなものであったのだろう。そのなかで「東京電話」は次第に東京発のさまざまな情報の「まとめ」ともいべき性格をもつ編集手法に発展していったのではないか。その意味では、『朝日』『毎日』より規模が小さい『大阪時事』には、独特の影響をもたらした可能性がある。

前述の通り『時事』と『大阪時事』との間に専用電話線が設置されるのは、排日移民法問題がほぼ二つの山場を越えた直後の 1924 年 6 月であり、利用状況もかんばしくなかったという証言は残っている²³が、しかし、とにもかくにも毎日の紙面を埋めなければならない大阪の編集局にとって、「東京電話」は欠かせないソースであり手法であっただろう。その中には大幅に脚色したもの、さらには東京電話といいながらも実際には朝毎など他紙の紙面を切り貼りし、アレンジしてまとめたものがふくまれていたとしてもおかしくはない。

さらにいえば、電話と、それに先行する電報とでは、情報の伝わり方に決定的な差異があると考えべきであろう。電報は文字情報であり、正確さに特徴がある。一方で電話は音声情報であり、あいまいな部分が多い一方で要約性に優れている。そうした情報伝達経路の特性は当然、紙面内容にも少なからぬ影響を与えたはずだ。

1924（大正 13）年 4 月 3 日付『大阪時事』夕刊には、＜秘密の裡に鎖さるゝ排日妥協案／大統領及び国務卿は有らん限りの手段を盡すだらう＞という【華盛頓特電一日發】の記事が掲載されている。新移民法案の排日条項に関して審議が進んでいるという記事だが、内容については「秘密の裡に鎖され容易に憶測も出来ない有様〔中略〕要するに現在の処で安心して言い得ることは大統領クーリツヂ氏及び国務卿ヒューズ氏は共に最上の解決策に到達せんことを希望し対日関係に於ける無用の反感を除去するために手段として盡さざる処がないということのみ」と、結局のところなにが起きているのか読者にはさっぱりわからない。特派員としては本分を

尽くしたかもしれないが、それで読者が感心したり納得するような時代は過ぎ去りつつあった。

その後4月9日付『大阪時事』には「両院協議会にかけん／移民法案と我当局の観測」との記事が登場する。こちらは「東京電話」のクレジットである。

「米国下院に於けるジョンソン新移民法案は國務卿ヒューズ氏抗議を為したるにも拘らず下院は排日条項を満場一致で可決せんとする形勢であると外電は報じて居る右に對し我外務省当局はこの下院の形勢が当然斯くあるべき事であらうと予期して居る」

ジョンソン新移民法案とは、移民法案に排日条項を付け加えた「排日法案」のことだが、この記事はわかりにくいストーリーを解説する役目も果たしているといえる。「特電」の入電も遅く、情報源との直接的なアクセスもない大阪にとって、この記事は苦肉の策であったが、結果的に、いわば「ケガの功名」としてわかりやすさ、解説性という「東京電話」ならではの機能が発揮されることにもつながったのである。

この間、ワシントンでは情勢が急展開していた。日本の外務当局は下院での排日移民案通過は避けられないとみて、対策を打ったのである。「埴原書簡」であった。10日付で埴原書簡は国務省に手渡され、即日議会に回付される。下院での排日気運はしずまらず、12日に移民法案は下院を通過した。だが、日本の外務当局は下院の通過は避けられないと計算済みであり、上院で阻止されればよいと割り切っていた。

こうした複雑な動きや水面下での思惑を正確に伝えるのはどんなメディアにとっても難題であるが、4月14日付『大阪時事』は「移民法案は日本に対する侮辱／餘り前例の無い埴原大使の強硬な抗議」と（華盛頓特電十一日發）で伝えている。「目下米国議会の問題となつてゐる排日問題に就き日本は強硬なる抗議を提出した〔中略〕日本の抱懐する忠実なる精神に関する非難に対して平常にない強硬なる字句を用ゐて憤慨の意を示して居る」。同時に、「埴原大使の書簡は國務卿と談合の結果」との解説記事も併載されており、少しでもわかりやすく努めた様子がみえる。「ヒューズ氏は右の埴原大使の書簡を公表し議会に於いて説明を試み諸種の誤解の氷解に努めた次第である」。こちらはクレジットがなく、大阪で執筆された原稿であろう。

これは、『大阪時事』が直面していた新聞製作上の制約をうかがわせる事例でもある。というのは、同様の（華盛頓特電十一日發）が『大阪時事』より1日早い4月13日付で、「埴原ヒューズ往復書簡發表 大使排日法案に抗議し」との見出しで『時事新報』に掲載されているからである。大阪は、ストレートニュースの入手という点で、現実的な不利を東京に対して負っていた。常にニュースが一步遅れるという時間の問題でもあったが、ニュースが世論を作るメディア社会が到来し、読者が話題の中心になるニュースの掲載を新聞社に要求するようになってくる世相において、いかに効果的に紙面を埋めていけるかという空間の問題でもあった。

上記の記事をみれば、『大阪時事』は情報の遅れという不利を克服しようと、解説記事の追加という努力を行った跡がみえる。そしてそれは、埴原書簡をめぐる動きのように極めて複雑かつ動きの早い事象においては、結果的に「わかりやすさ」にもつながったのである。とすれば、「わかりやすさ」という独自性は、情報や権力の中心からの距離という地理的特性と表裏一体に生まれたものでもあったのだといえよう。

3-2 憤激する民衆と世論反映へのしりごみ

ただし、「東京電話」などの手法を駆使した解説記事や「まとめ」記事にローカル性の萌芽がみられるとしても、朝毎においてはそうした紙面の編集方針はさらに徹底されていた。それが端的に表れたのが、埴原書簡を受けた形で上院の情勢が一気に排日に傾き、16日に上院で可決されてしまうという急展開の中で、埴原書簡をどう評価し、上院の排日気運をどう説明するかという問題であった。

『大阪時事』『時事』はかなりの程度、抑制的な論調を維持した。

〈排日移民法の「由々しき影響」埴原抗議と米国上院の形勢〉「(華盛頓特電十三日發)一般の輿論は埴原氏の「所謂由々しき影響」の辞句を用ゐて米国に対し警告を敢行せることについて果たしてそれが賢策であるか否かに関して意見が一致しないが、國務卿ヒューズ氏が排日条項が日米関係に重大なる影響を来すとなす日本側の見解を了承して居るとは疑いの無い処である」(4月16日付『大阪時事新報』)

記事は埴原の失態を責めるといふよりは、國務長官のヒューズとの打ち合わせ、了解の下に行われた行為であるという点を強調し、むしろ弁護している。

一方、日本国民の憤激は大きかった。そのような状況の下での『大阪時事』社説(4月17日付)は〈果たして米国民の真意なりや〉と題され、いかにも啓蒙主義的な福祉精神が1920年代の現実と衝突し戸惑っているさまを感じさせる。

「我輩は決して大多数の米国民の真意にあらざるを信ずると雖も、排日運動は現に地方問題より一転し

表 排日移民法の上下両院通過前後の朝日、毎日の報道(見出しのみ)

日付	見出し	掲載紙
4月15日	何の自由—平等ぞ 米国排日法案下院通過	大毎
	米政府公式に排日案不承認を言明 飽く迄紳士協約を持続せん 日本抗議重大視さる	東朝
	「重大な結果」とは 屢次戦争を意味する 埴原公使の書簡と米紙	大朝
	16日	度し難き人種的偏見 米国の排日熱ますます熾烈
16日	埴原抗議の反動 ロツヂ氏抗議書を逆用	東朝
	日本を侮辱する勿れ 米国政府の懇請 上院は下院の意思を尊重	大朝
	傍若無人の米国 大統領の拒否を望む	大毎
	国家的体面を如何 日米関係逆転	東日
	望みの綱は唯一つだ 大統領の公正なる態度 紳士協約は廃棄の運命に陥り 労働者は今後絶対入米不可	東日
	緩和運動の台頭を待つの外ない	大朝
	18日	国民的運動を起こせ
18日	「猛烈な社説を掲げよ ハースト全国新聞に檄す 在留邦人は絶望的に沈黙	大朝
	日米問題の裏と表(上) 少数派の暴虐政治 米国政治組織の欠陥	大毎
	国民的挑戦 米国議会の不法	東日
	大統領は断然拒否せよ 国民は大統領を公演すると 米国諸新聞の勧告	大毎
20日	なんたる暴挙 なんたる非礼 世界の輿論一斉に米国攻撃	東日
	邪をして正に勝たすべからず 国家の体面に係わる重大問題	大朝

て国家的に、日本に対する排斥の宣言たらんとするものであって若しこのままに国会を通過する事あらんか、その行為は全米国民の名に於て日本国民に重大なる傷害を与えたるものとして、永く国際的反感の原因たらざるを得ないであらう」

むろん、この社説はその筆致からみても明らかなとおり、東京の社説執筆陣によるものであって、同日付『時事』にも同じ社説が掲載されている。『時事』の論説陣が、輿論指導に強烈な使命感を持っていたことはいうまでもない。『大阪時事』においては、それほど峻烈なかたちではなくとも、同様の気風は共有されていたと見るべきであろう。

この時点で『朝日』『毎日』ははるかに踏み込んだ、いいかえれば世論反映の度合いを強めた紙面を作っていた＝表。見出しだけを拾っていても、世論反映の度合いは、『時事』『大阪時事』をはるかに上回っていることは明らかであり、それこそは朝毎が新しいメディアの覇者として大衆を掌握していることの証左であった。

大正末期『大阪時事』において、東京の論説陣が体現する福沢精神の遺産はまだ否定できない重みを持つものであり、たとえ時代との齟齬があったとしても背負っていかなければならない負債でもあった。だが時代は、種々の制約を抱える『大阪時事』の歩みよりはるかに速く変化していた。変化への対応には、『大阪時事』は1931(昭和6)年の東京からの経営切り離し、及び神戸新聞主導の『三都合同新聞』への参加という荒療治をまたねばならなかったのである。

4. 「排日移民法」大統領署名前後の報道—二つめのピーク

4-1 制御不能への不安と英断待望論

4月23日、『大阪朝日』『大阪毎日』『関西日報』『大阪時事』の在阪4新聞社及び大日本実業組合連合会が主催し大阪・中之島中央公会堂で「対米問題大阪市民大会」が「世論を喚起し軟弱なる当局を鞭撻して国家の体面を維持すべく」開かれ、『大阪時事』編集局長の上杉弥一郎は「火を弄ぶもの」と題して演説をぶった。大正デモクラシーを先導した『大阪朝日』の論説陣の伝統を引き継ぐ高原操も「拒否あるのみ」の演題の下、「クーリツヂ大統領をして此の排日案を拒否せしむることにつとめなければならぬ」と聴衆を煽った。

現実には、大統領による拒否権発動の可能性がないことは少なくとも埴原を始めとする外務当局者には周知の事実であった²⁴。大阪にいる上杉や高原が、そうした認識を共有していたかどうかはわからない。しかし、少なくとも『大阪時事』のこれまでの抑制的な論調からすれば、世論反映の方向に大きくカジを切ったということができよう。その方向転換に大きな役割を果たしたのは、ライバル紙の『朝日』『毎日』でもあった。

その前後から、『大阪時事』にも米国に対して強硬な論調が目につくようになる。とあって、朝毎と比べれば、過激さに欠ける感は否めない。『大阪時事』が用いたレトリックは、良識ある米大統領が拒否権を発動しないわけがないという、いわば「英断待望論」であった。

4月19日付「無謀な排日の宣言に／正義の輿論は喚起さる」は、「かつて『正義と人道』又は『民族自決』を叫んだ真の米国人によって行われたとは思われない」と米国を非難しつつ、「もう望みの綱は大統領の親善的態度を待つのみ」とするだけであり、「我が国民は徒に米国を

憎んではならぬ」と述べるに至っては世論の憤激をもてあましている感が強い。

それは、党派の新聞としての性格は脱してはいても大衆的新闻への変身に全面的には踏み切れない「中間的新闻」の限界であった。限界は5月2日付「排日移民法案は修正か然らざれば拒否／本社特派員が各方面の有力者を訪問して得たる印象」の記事でさらに露呈した。「予（大阪時事新報特派員）は最近二週間に上下両院の最も錚々たる議員及び国务卿、商務卿、大統領等を訪問した」で始まるこの記事は、具体的な会見記ではなく、それらの取材活動を通した「印象」を伝えている。具体的な取材内容をまったく明らかにしないのにも疑問が残るが、最大の問題は「大統領は拒否する心算であることは予（特派員）個人の固く信じて疑わざる所である」と書いた予測が、まったく外れたことであった。

もちろん、予測を外したことを後世から批判することは禁じ手であろう。しかし、大外れの原因は取材力不足というよりむしろ、『時事』『大阪時事』の編集方針が、拒否権発動によって日米関係の暗雲や日本国民の憤激が美しく解決されるという「英断待望論」ありきだったからではないか。

この記事は『時事』にも4月29日付で「予（時事新報特派員）」の主語で掲載されている。同時代の新聞記事と比べても奇異なこの記事は、『時事』の信用を少なからず失墜させたかと思われるが、そもそも予測が外れるリスクは明らかだったにもかかわらず「英断待望論」に固執した姿勢は、高踏的、啓蒙主義的編集方針が時代遅れになりつつあったことを示している。

4-2 読者との距離を短縮した夕刊短評

そうした苦しい状況の下で存在感を発揮したのが、夕刊短評である。『大阪時事』は「新紀元」と題する夕刊短評を持っていた。4月22日付「新紀元」は「米国は立派な普通選挙権制度の国であって其国会議員は国民全体から選挙されて完全に国民の政見を代表している筈であるにも拘わらず其国会国民の真意を裏切るような危険な行動を公々然とやつてのけるのはどうしたものか」と、とにもかくにも読者の持つ憤りを代弁している。

5月16日付では「米国に於ける排日移民法案の情報は先月我が日本の全国民が甚だしく憂慮して種々の運動を試みた当時よりも更に険悪になって来たのである▲此時に当つて我が国民が此問題に対して甚だ冷淡で居ると云ふことは先きの熱狂的運動を水泡に帰せしむるものである」と危機感が強調されている。

いよいよ大統領が拒否権を発動せず移民法案に署名した後の5月27日付は「我が国民は米国の法律によって公々然と差別待遇を受けることになったのである▲所謂実利害の問題ではないが面目上誠に重大な鉄槌が日本国民の頭の上に下されたのである▲我国民は今日五月廿七日は日本海々戦に大捷を博して皇国の基礎を鞏固ならしめた海軍記念日に此悲しむ可き報道に接して感慨無量であろう▲忘れてはならぬ」。日本海海戦への言及など名門の書き手としての矜持をかいまみせながらも、基本的には読者の感情を直截に代弁することに重きを置いている。

5月30日付では「彼此総合してみれば今や米国国民の少なくとも五割以上は熱心な排日思想の持ち主で有ることを知りうるのではないか▲我が国民は我が政府を頼らず国民として此問題に対する態度を決定しなくてはなるまい」。ここにいたって、<新紀元>は東京の時事論説陣が説く隠忍自重を否定し始めた感がある。

前述の通り、夕刊短評は大衆社会の到来の中で影響力を失った社説の代替物として登場した。この時期の『大阪時事』の社説は、〈対米善後策 大統領に信頼するの外なし〉(4月22日付)など、読者の感情に見合う強度を備えたものとは到底いえなかった。むろん、社説は東西共通であって、執筆者は『時事新報』の論説陣であった。

一方、その機動性、即応性を要求される性格から発行場所の地元で執筆される夕刊短評は、必然的にローカル性を帯びてくる。では、夕刊短評間での東西の違いはどのようなものだったのか。『時事』の夕刊短評である「時事小観」と比較してみよう。

「日本でも埴原君の「グレーブ・コンセクエンス」の語を不謹慎とか軽率とか公言して居る男が居る。米国上院の提灯を持つのは止さぬか! ▲否な埴原君は最も適当な辞を使った〔中略〕是れ豈にグレーブ・コンセクエンスに非ずして何ぞやである。外交半可通よ、多弁を慎め」(4月20日付)。特徴的なのは、筆者の位置取りである。「外交半可通」をたしなめ、小馬鹿にする筆者はあきらかに当局＝権力中枢との近さを強調している。それは、すでに自立の傾向を示していた大正期の新しい新聞読者層に歓迎されたかどうか。

5月23日付では離任する駐日大使を取り上げ、「ウヅ大使、本社記者を室に招じ、『何処へ行けと云ったって行くものか、日米間の問題を解くが、生涯の使命と決心した』ああ、何と爽快な言であろうぞ」と名調子を披露している。外交方面の取材での時事の信用はいまだに絶大であった。しかし、重要人物との近さがそれだけで価値となる時代は過ぎ去りつつあった。

むろん、その差はわずかなものに過ぎず、また、『大阪時事』の筆者が東京との違いを意図的に演出することを試みたわけでもないだろう。むしろ権力からの距離や知識・交遊範囲の制約から生じたやむを得ない差異であったというほうが正確かもしれない。しかしながら一方で、その差異を逆手にとって、わかりやすさや庶民性、読者との密着へとつなげていく可能性もまた、そこに広がっていたのである。

5. おわりに一権力、そして読者との距離と「関西らしさ」

以上、1924年排日移民法をめぐる『大阪時事』の報道を概観してきた。大衆社会の到来の下で、ためらいがちではあったものの最終的には「世論＝popular sentiments」に寄り添っていった足取りが、そこに浮かぶ。関西におけるメディアは、権力中枢から距離があるゆえに、権力よりも読者＝世論により敏感にならざるをえなかった。そもそも権力との距離の近さを看板にしていた『時事』の流れを引く『大阪時事』のためらいがちな変身は、東京の視点をわがものにするだけで全国紙として飛躍していった朝毎とは対照的に、東京出身であるがゆえに「関西らしさ」を模索せざるを得なかった戸惑いを感じさせて興味深い。

もっとも、世論はそんな戸惑いを飛び越えて沸騰していた。『大阪時事』はちょうど排日法案への大統領署名が報じられた直後の5月29日、後援事業として「第二十一回大学専門学校全国学生雄弁大会」を開いたが、会場は米国批判一色となった。〈大会堂を動揺めかして／若者の魂からはとぼしる快弁／本社後援全国大学専門学校雄弁大会〉記事(5月31日付)では、「各弁士が揮ふ対米に関する熱弁は会場をして排日の講演会かのようにする」ありさまであった。『大阪時事』からは塩沢元次という記者が登壇し、米国批判をぶった、とある。

『大阪時事』の重しになったのは、福沢諭吉以来のブルジョア市民主義的、啓蒙主義的編集

方針であった。そうした重しのない大阪系二紙が軽々と新時代に適応していった結果、同時に「一流紙」との称号をも手に入れることになったのは、歴史の皮肉というべきだろう。

名門時事の嫡流でありながら、東京＝中心からの距離という地理的特性を宿命的に抱えていた『大阪時事』は、『朝毎』とは違う別の「関西らしさ」につながる可能性を秘めた存在だったかもしれない。今回取り上げた『大阪時事』の紙面は、のちに覇権を握る大阪系全国紙よりもはるかに抑制され穏健なものであった。朝毎はこのあと大資本を注ぎ込んだ速報競争やメディアイベントの連発によって全国紙モデルを練り上げていく。それは当然、大阪発祥という特性の反映ではあったけれども、一方でわかりやすさ、世論への密着という特性をもっと別の形でメディアに反映させる『大阪時事新報』ならでは方法も、あるいは可能だったのではないか。

しかしながら、経営面で全面的に東京からの補給に依存していた『大阪時事』に、思い切って『時事新報』の伝統をリニューアルする気概はなかった。紙面を見る限り、東京からの距離が期せずして紙面に解説機能やまとめ機能を付与し、わかりやすく世論＝popular sentimentsに寄り添う新しい方向性が一部で見られるものの、それらは萌芽にとどまったのである。

おそらく、新時代への変容を遂げるにあたってもっとも必要とされたのは、明治期ブルジョア市民社会に適合的であった啓蒙主義的福沢精神を再解釈し、エッセンスを新時代に適合させる努力とセンスであっただろう。その意味で、そもそも時事新報が大阪に進出し『大阪時事』を発刊する際に福沢精神をどう解釈し、大阪の地に適合させようとしたかは興味深い課題であるが、本稿では論じる余裕がない。今後の課題としたい。

なお、『大阪時事』が自らの生存空間、あるいは影響力の及ぶ空間をどのような範囲に規定していたのかは、一見わかりにくい。そのわかりにくさは、果たして『大阪時事』が「関西らしい」新聞をめざしていたのか、それとも「大阪らしい」新聞をめざしていたのかという問いにもつながる。本稿では十分に答えることができなかったその問いについては、記事内容だけでなく発行部数や頒布領域、取材体制などの資料を精査した上で、稿を改めて論じる予定である。

注

¹ 岡満男（1987）『大阪のジャーナリズム』大阪書籍 269-271

² たとえば細川隆元（1958）『実録朝日新聞』中央公論社 25。元『東京朝日』編集局長の細川は、関東大震災後の『朝日』で東京の社会部長だった原田譲二が大阪の社会部長に異動になったのは「左遷」であったと記している。

³ 『朝日』は1888年に東京に進出したが、『毎日』が『東京日日』を買収したのは1911年で、1905年の『大阪時事』発刊より後である。

⁴ 津金沢聡広（1979）『近代日本の新聞広告と経営：朝日新聞を中心に』朝日新聞社 186

⁵ のちに『大阪時事』を買収し新聞トラスト「三都合同新聞社」を組むことになる神戸新聞の篠原菊治によると、『大阪時事』の部数は「大阪市内にはそんなにたくさんはない…その他に神戸、岡山、広島、四国、九州というふうに、関西一円にずっと出ている」と述べている。西日本への進出に当たって経済の中心地である大阪に拠点を置いたのは当然だが、その性格はむしろ「大阪らしさ」というより「関西

らしさ」を反映したものであったと考えられよう。

⁶ 生田正輝（1964）「新聞史上における『時事新報』の位置と性格」『法学研究』第37巻12号 慶應義塾大学法学研究会 286

⁷ public opinion と popular sentiments を対比させる議論については佐藤卓己（2008）『輿論と世論—日本の民意の系譜学』新潮社 39に示された表「輿論と世論のメディア論モデル」等に依拠した。

⁸ 社史編纂委員会編（1952）『毎日新聞七十年』毎日新聞社 64

⁹ 伊藤正徳（1943）『新聞五十年史』鱒書房 311

¹⁰ 永代静雄編『大正十三年 日本新聞年鑑』新聞研究所 55

¹¹ 伊藤正徳（1933）『新聞生活二十年』中央公論社 346

¹² 前掲書 346

¹³ 前掲『大正十三年 日本新聞年鑑』 53

¹⁴ 平田萬里遠（1975）『『大阪時事新報』と『時事新報』—研究対象としての『時事新報』の範囲』『新聞研究所年報』第5号 慶應義塾大学新聞研究所 71

¹⁵ 平田、前掲論文 70

¹⁶ 簗原俊洋（2002）『排日移民法と日米関係』岩波書店 260

¹⁷ 前掲書 146

¹⁸ 簗原（2016）『アメリカの排日運動と日米関係 「排日移民法」はなぜ成立したか』朝日新聞出版 197-200

¹⁹ 吉田忠雄（1983）『国辱』経済往来社 184

²⁰ 有山輝雄（2004）「「民衆」の時代から「大衆」の時代へ」有山輝雄、竹山昭子編『メディア史を学ぶ人のために』世界思想社 108-129。本稿中でいう「民衆」とは、明治末期から大正期にかけての有権者層と、それよりひろい新聞読者層とのギャップに存在する人々であるとする、また「大衆」とは、大正末期のマス・メディアの量的膨張によって登場した、マス・メディアの介在によってしか成立し得ない人々の集合体とする、いずれも有山の定義に従う。

²¹ Esser, F., Strömbäck, J. (Eds.)(2014) *Mediatization of Politics: Understanding the Transformation of Western Democracies*, Palgrave Macmillan. (逢坂巖訳(2018)「政治のメディア化：理論的枠組みにむけて」『研究所年報』第35号、駒澤大学ジャーナリズム・政策研究所＝同書第1章の翻訳 134-139)

²² 前田久吉（述）（1978）「新聞界の風雲児」『別冊新聞研究 聴きとりでつづる新聞史』第7号 39。前田は当時日常的に行われていた「東京の新聞などからちょっと記事を切り抜いて穴埋めする」行為について証言している。

²³ 平田、前掲論文 70

²⁴ 簗原、前掲書（2016） 212-213

（大阪芸術大学短期大学部教授 教育文化学コース 博士後期課程1回生）
（受稿2018年8月31日、改稿2018年11月18日、受理2018年12月21日）

大正期『大阪時事新報』におけるローカル性の展開

－1924年米「排日移民法」をめぐる報道から－

松尾 理也

大正期の新聞の影響力は、読者層の拡大にともなって無視できない社会現象にまで成長したが、新聞の内容が報道重視、速報重視となるとともに、メディア技術の変革の受容が地域によって差があったこともあって、この時期、地域ごとの独自のメディアのありかたが芽生え始めた。関西のメディア風土は、大阪で全国紙への脱皮を遂げつつあった『朝日』『毎日』の二大紙が主導したが、一方で東京の名門紙である『時事新報』が大阪に進出した『大阪時事新報』も経営不振にあえぎながらも独自性を模索していた。大正13年に新聞読者すなわち民衆世論の憤激を招いた米排日移民法をめぐる報道を分析してみると、東京から時間的に一步遅れ、空間的にも離れているハンデを取り戻すための「まとめ機能」や「わかりやすさ」の重視、取材源との距離よりも読者への密着に重きを置く姿勢などが、必要性に迫られて構築された「関西らしさ」として浮かび上がった。

The Development of Locality in Osaka Jiji Shimpo of the Taisho Era: From Reports on Anti-Japanese Immigration Law in 1924

MATSUO Michiya

The influence of newspapers in the Taisho era developed as an important social phenomenon along with the growth of readership. However, the locality of each newspaper emerged as a result of more news-oriented and time-sensitive content, as well as regional differences in the reception of media technologies. In the Kansai region, although the leading players were the Asahi and the Mainichi, the Jiji Shimpo, a distinguished newspaper in the capital, launched the Osaka Jiji Shimpo, its subsidiary in Osaka, to establish its own character. Through analysis of the news coverage about the “1923 anti-Japanese immigration law,” which caused indignation in the Japanese population, two characteristics had been constructed. One is the function of curation or emphasis on perspicuity to cover the disadvantages of being away from the capital, and other is emphasis on closeness with readers, rather than the information source.

キーワード：大阪時事新報、関西ジャーナリズム、大正期、排日移民法

Keywords: the Osaka Jiji Shimpo, Journalism in the Kansai region, the Taisho era, anti-Japanese immigration law